

2022年11月25日

各 位

会 社 名 株式会社アジアゲートホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 田野大地  
(コード:1783 東証スタンダード)  
問合せ先 経営企画部長 植村浩之  
(TEL 03-5572-7848)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年12月23日開催予定の第77期定時株主総会において「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- ①当社グループの事業セグメントは、「リアルエステート事業」「不動産コンサルティング事業」「ヘルスケア事業」の3本柱であり、全体最適の観点から事業シナジーを追求し得るグループ経営体制の構築が必要であり、今後、柔軟かつ機動的に事業を推進できるよう、現行定款の事業目的について、当社が子会社のヘルスケア事業等を自ら営むことができるよう変更するものであります。
- ②「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度の導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。
  - (1)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
  - (2)株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
  - (3)株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、現行定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
  - (4)上記の新設及び削除に伴い、経過措置等に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

#### 2. 変更の内容

本件、定款変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 2022年12月23日  
定款変更の効力発生予定日 2022年12月23日

以上

別紙

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(商号) 第1条 (条文省略)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをもって目的とする。 (1)～(43) (条文省略 現行どおり)</p> <p>(新設) (新設) (新設) (新設) (44) 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第35条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(商号) 第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと及び次の事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理することをもって目的とする。 (1)～(43) (条文省略 現行どおり) <u>(44) 健康食品の輸出入、製造及び販売</u> <u>(45) 健康関連機器の輸出入、製造及び販売</u> <u>(46) 化粧品等の輸出入、製造及び販売</u> <u>(47) 雑貨の輸出入、製造及び販売</u> (48) 前各号に附帯または関連する一切の業務</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> <u>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(附則)</u> 第1条 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。  <u>② 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>